

令和5年度 インキュベーション促進補助金

県内に拠点を置くスタートアップ等（※）が取り組む
革新的なビジネスモデルを活用した新規事業を支援します。

※「スタートアップ」もしくは「県内企業とスタートアップとの事業共創」。
なお、スタートアップとは、募集〆切(令和5年6月28日(水))時点で
「創業後15年未満の中小企業者」かつ「未上場」の企業。

募集期間

令和5年5月23日(火)～
令和5年6月28日(水)

補助金の概要

1. 対象期間：
交付決定～令和6年3月15日
2. 補助率、補助限度額：
補助率2/3以内、補助限度額200万円
3. 補助対象経費：
人件費、旅費、消耗品費、報償費、委託費
通信運搬費、貸借料、広告宣伝費 等

事業スケジュール

令和5年
5月23日 募集開始(〆6月28日)
7月18日 審査委員会にて3社採択
補助金申請
交付決定
:
----- 伴走支援を実施 -----
インキュベーション期間

:
令和6年
3月 実績報告
交付額確定
補助金の支払い

応募方法

右記のQRコード、もしくは以下のURLから
令和5年6月28日(水)までにお申込みください。

<https://logoform.jp/form/8vMX/258808>

※ 応募は電子申請のみです。

応募はこちら



詳細はこちら



補助対象者

本補助金の補助対象者は、以下の（１）から（５）の要件をすべて満たしている必要があります。

- （１）三重県内に拠点(事業所または住所)を有し、三重県で事業を実施している事業者(個人事業主含む)であること。
- （２）事業化に向けたプロトタイプを有していること。
(検証や実証が可能なレベルの試作品又はサービスのプランを有していること)
- （３）申請者が暴力団等の反社会的勢力又は反社勢力との関係を有するものではないこと。
- （４）三重県が賦課徴収する税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
- （５）募集〆切（令和5年6月28日）時点で「創業後15年未満の中小企業者」かつ「未上場」であること

補助対象事業

本補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、以下の（１）から（３）に該当する事業であることが必要です。

- （１）革新的なビジネスモデルを活用した新規事業創出のための検証や新サービス・製品の実証であること。
- （２）公序良俗に反する事業ではないこと。
- （３）本補助事業期間内に、同一の事業計画で国（独立行政法人を含む）又は県の補助金、助成金の交付決定を受けていないこと。

お問い合わせ先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地三重県庁本庁舎8階
三重県雇用経済部
産業イノベーション推進課 技術革新班
インキュベーション促進補助金担当



TEL:059-224-2227 E-Mail:sougyo@pref.mie.lg.jp